

検 討 委 員 会 か ら の お 知 ら せ

- ・ 歯冠部の唇側歯質が十分に残存している前歯部の失活歯に対して CR 充填を行う場合は、実態に応じて支台築造（レジンコア、ファイバーコア）、KP、CR 充填の算定が可能です。
- ・ 診療情報連携共有料（情共 120 点）の算定は、医科の保険医療機関に対して行った場合に限り可能です。
- ・ 口腔内装置を再製する場合は、前回の印象採得日から 6 月経過後に新製のための印象採得が出来ます。ただし、「修理不能」の摘要欄記載があれば期間の制約は受けません。
「紛失」の摘要欄記載では不可です。
- ・ 咀嚼能力検査（140 点）と咬合圧検査（130 点）は、中 5 月で再度算定が可能です。
舌圧検査（140 点）は、中 2 月で再度算定が可能です。

疑 義 解 釈 （ そ の 35 ）

【咬合圧検査】

問 1 区分番号「D011－3 咬合圧検査」の施設基準通知において、「当該保険医療機関内に歯科用咬合力計を備えていること。」とあるが、具体的にどのようなものがあるか。

（答） 「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」（令和 4 年 12 月日本歯科医学会）を参照すること。

～ 抜粋 ～

歯科用咬合力計を用いて、咬頭嵌合位における 3 秒間クレンチング時の歯列全体の咬合力を計測する。義歯装着者は、義歯を装着した状態で計測する。咬合力測定システム用フィルム（デンタルプレスケールⅡ，ジーシー）をバイトフォースアナライザ（ジーシー）にて圧力フィルタ機能による自動クリーニングありで分析した場合には 350N 未満、咬合力測定システム用フィルム（デンタルプレスケールⅡ，ジーシー）をバイトフォースアナライザ（ジーシー）にて圧力フィルタ機能による自動クリーニングなしで分析した場合には 500N 未満、咬合力測定システム用フィルム（デンタルプレスケール，ジーシー）を用いた場合には 200N 未満、口腔機能モニター（Oramo-bf，住友理工）を用いた場合には 375N 未満の場合に咬合力低下とする。

～県歯ホームページがリニューアルしました～

岡山県歯科医師会

検索

URL: <https://www.oda8020.or.jp/>



①

(一社)岡山県歯科医師会
Okayama Dental Association

お知らせ

このサイトにアクセスするにはサインインしてください
https://www.oda8020.or.jp では認証が必要となります

ユーザー名

パスワード

サインイン キャンセル

会員ログイン

入会案内

②

サイト内検索

一般サイト

会員向けコンテンツ

各部からのお知らせ

お問い合わせ

クリック

社会保険部

医療管理部

③

社会保険部

検討委員会からのお知らせ

社保の窓

会員伝達資料

施設基準の届出書、添付資料

取り下げ請求、再審査請求の様式

新

・会員伝達資料

・施設基準の届出書、添付書類

・取り下げ請求、再審査請求の様式

新たに3項目を新設しました

引き続き、県歯ホームページご活用ください